

信用保証トピックス (平成27年9月)

NPO法人の保証取扱いについて

～平成27年10月1日から取扱いを開始します～

平成27年10月1日から、特定非営利活動法人(以下、NPO法人という)について、保証の取扱いを開始します。

本取扱いにより、中小企業・小規模事業者と同様に事業活動を行うNPO法人の資金面を下支えし、地域の雇用創出を促すなど、より一層、地域経済の発展を応援します。

《NPO法人とは》

様々な分野の社会貢献活動を行い、団体の構成員に対して収益を分配することを目的としない団体をNPOといい、そのうち、NPO法に基づき所轄庁に認証されたものです。

対象となるNPO法人

保証対象業種を営むNPO法人が対象となります。
(資本金による要件はありません)

| 業 種 | | 従 業 員 |
|---------------------------|-------------|--------|
| 保証対象業種(製造業等) | | 300人以下 |
| なお、次の業種については、別途従業員規制があります | 卸売業・サービス業 | 100人以下 |
| | 小売業(飲食業を含む) | 50人以下 |

※ボランティア等、雇用関係がないものは従業員に含めません

※法令等により、許認可が必要となる場合があります

利用可能な保証制度等

- ・原則として、全ての保証制度が利用可能です(※1)。
- ・原則として、責任共有制度(80%保証)の対象となります(※2)。

※1 小口零細企業保証制度や特例保証にかかる根拠法でNPO法人を対象外としているもの等を除きます。

※2 セーフティネット保証(1から6号)を利用した場合等を除きます。



兵庫県信用保証協会

TEL 078-393-3900 (総務企画部総務企画課)